学校いじめ防止基本方針

阪南市立朝日小学校
令 和 6 年 4 月 1 日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「心豊かにみがき合い、たくましく生きる子どもの育成」を学校教育目標とし、なかまづくりに取り組んでいる。全教職員が、いじめは重大な人権侵害事象であると考え、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識し、取り組んでいく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等　当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ、集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ➢パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、教務主任、担任、生活指導主担、養護教諭、
人権教育主担、道徳教育主担、支援教育コーディネーター

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定
イ いじめの未然防止
ウ いじめの対応
エ 教職員の資質向上のための校内研修
オ 年間計画の企画と実施
カ 年間計画進捗のチェック
キ 各取組の有効性の検証
ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、別添のとおり計画を立て、実施する。

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、検討会議を開催し、取り組みの進捗状況の把握、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

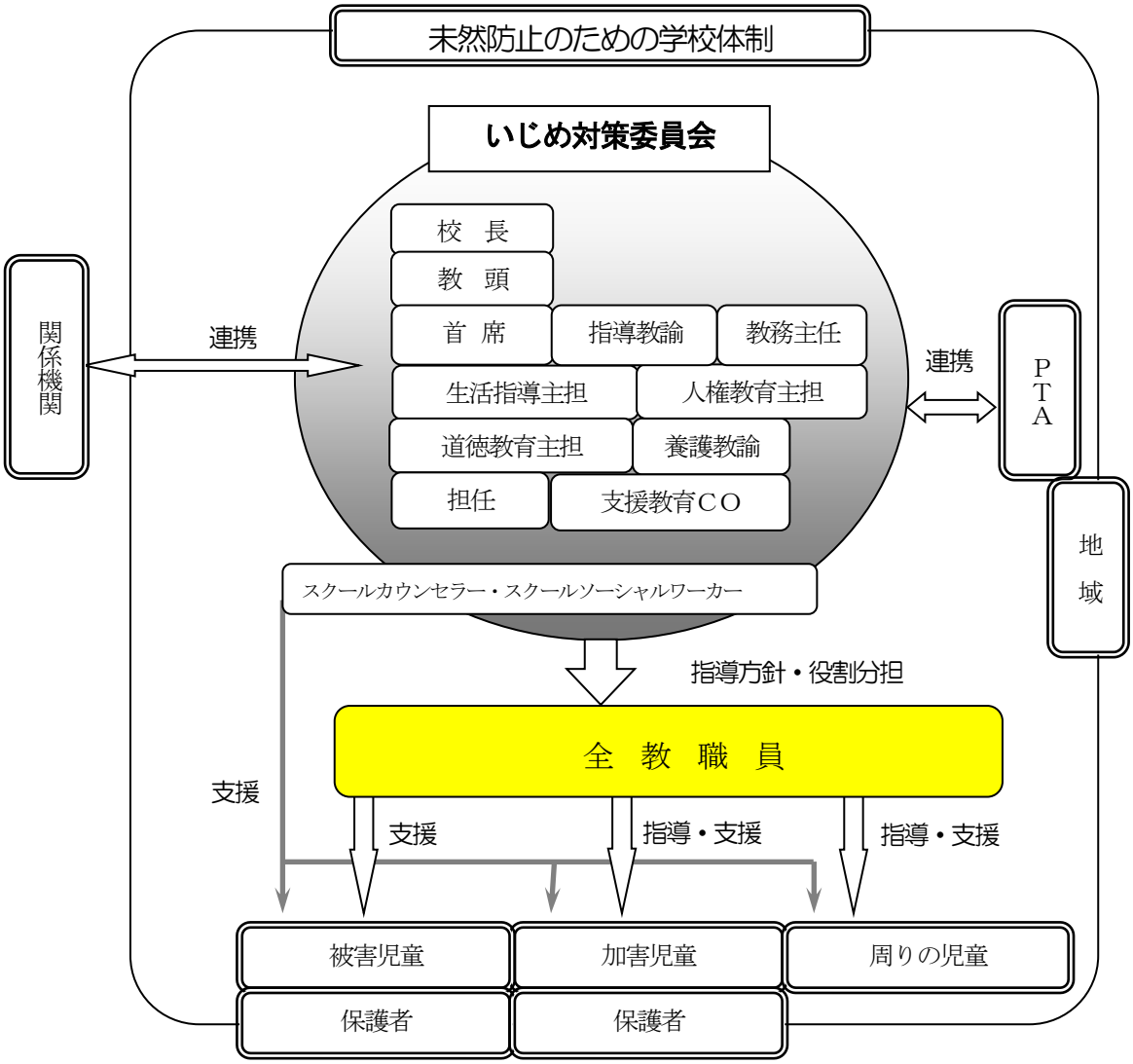

2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、全教職員で本方針の内容を確認するとともに、いじめにつながらないうちに、些細なことでも情報交換し、共有できるような場（子どもサポート会議）を設ける。児童に対しては、いじめとは何か、いじめは絶対に許されないということの指導を学年の実態に応じて行う。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、本校の人権教育の重点目標を意識し、道徳を中心に各教科、特別活動、総合的な学習の時間などで計画し、実践する。

(3) 「いじめ対応プログラム」の実践を系統的に行うことにより、ストレスとうまくつきあう力や感情を適切に表現する力、違いを認めてともに考える力、仲間とつながる・支え合う力を発達段階に応じて身につけていく。

(4) 「いいところみつけ」を全学年で実施することにより、他者の良いところを知るとともに、他の児童から見た自分の良さを知ることにより、自己有用感や自己肯定感を育む。

(5) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、いじめに関する校内研修を行うなどの方法で、いじめに関した正しい知識・理解を全教職員がもつ。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童が、いじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そして、学習の場だけでなく、休み時間、給食、清掃などの場においても児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないという共通認識をもつとともに、些細なことでも気になることがあれば、積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する場を常に設ける。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、年3回（6月、10月、2月）全校一斉の個人面談の期間を設ける。個人面談の内容は、まず「学校生活アンケート」を実施し、児童一人ひとりの学校生活の様子や悩みを把握する。その後、全児童にそのアンケートをもとに個人面談を行い、直接児童と担任が話をする場を設ける。また、その個人面談において、児童が安心してアンケートに記入したり、担任に悩みを話したりすることができるように、個人面談のマニュアルをつくり、全教職員で共通理解したうえで実施する。日常の観察として、学習中はもとより休み時間にも児童の行動把握に努める。受け持ちのない時間には、他のクラスの巡回を実施することにより、全教職員で児童の様子を見守る体制をつくる。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため、個人懇談、家庭訪問、電話等により情報交換を密にする。

(3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、いじめ対策委員会を設置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携を図る。

(4) 「学校だより」、「生活指導だより」等により、相談体制を広く周知する。そして、いじめ対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、外部に漏れることのないように「教育相談マニュアル」の徹底を図る。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、（別添）「6つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、児童や保護者から「いじ

めではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生活指導担当に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめの事実の有無については、生活指導担当が毎月教育委員会に報告する。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をするとともに、すべての教職員は、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう支援する。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクー

ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

運動会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともにいじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 情報モラル教育を進めるため、特別活動や総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態の対処

(1) 重大事態の意味

●生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

●いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 調査の主体と組織

市教育委員会は学校からの報告を受け、調査の主体などの判断をする。学校が主体となって調査を行う場合は、学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。

(4) 調査結果の報告及び提供

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

(5) 調査の結果を踏まえた措置等

当該調査に係る重大事態への対処（いじめの加害者への措置等）または、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

６つのレベルに応じた　問題行動への対応チャート

６つのレベル

レベル０	チャイム着席、服装の乱れ、廊下の移動の状況　等
レベルⅠ	ことばによるからかい、無視、攻撃的な言動、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髪違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用　等
レベルⅡ	仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動、軽微な授業妨害、軽微な器物損壊、授業をさぼって校内でたむろ
レベルⅢ	暴言・誹謗中傷行為、脅迫・強要行為、暴力、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭けごと、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等
レベルⅣ	重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為　等
レベルⅤ	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為、凶器の所持、放火、強制わいせつ、強盗　等

レベル０　**レベルⅠ**

レベルⅡ～Ⅴ

校内委員会の開催

教育委員会との連携

教委主導

レベル０	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	レベルⅤ
担任・学年が把握 注意・指導	管理職に報告 担任・学年が把握 注意・指導	管理職・生徒指導部学校全体で共通理解を図り指導・改善を行う ※保護者を交えての指導	警察や関係諸機関との連携を行う ※管理職が警察・福祉部局と連携 ※保護者にも働きかけ家庭で指導する	教育委員会が主導的な役割を担う 出席停止等校外での指導を行う ※教育委員会が出席停止をおこなう	警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移る ※警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図る

令和６年度 いじめ防止の取り組み

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	学校	入学式 学習参観	家庭訪問 たてわり顔合わせ たてわり遊び 引渡下校訓練	学習参観 避難訓練 （不審者） たてわり遊び	個人懇談会 たてわり遊び 臨海学習	平和登校日 修学旅行説明会	学習参観 学級懇談会 折り鶴の会 修学旅行	運動会 たてわり遊び	学習参観 避難訓練（火災） たてわり遊び	個人懇談会 校内作品展 たてわり遊び	避難訓練(地震) オープンデー 朝日朗読会 文化芸術鑑賞 たてわり遊び	新入生体験入学 中学校体験入学 たてわり活動	お別れ会 お別れ式 卒業式
	6年	1年生給食掃除手伝い	アルバム用写真撮影	ひまわりの苗植え	非行防止教室		修学旅行	5年生へのトイレ掃除指導	租税教室	卒業アルバム文集作り 大麻・薬物防止教室	栄養指導（栄養士）	喫煙防止教室 コスモス交流 高齢者疑似体験	4年生とソーラン
	5年			非行防止教室	臨海学習 （海洋センター）			社会見学	手話交流会 聴覚障害調べ学習（指文字・手話等）	コスモス交流 大麻・薬物防止教室	社会見学 稲村の火の館		たてわりプレゼントづくり
	4年			清掃工場 水みらいC	ホタルの生態				視覚障害調べ学習 交流会			自分を見つめよう コスモス交流	6年生とソーラン
	3年		校区たんけん	社会見学 （市の施設）	コスモス交流			社会見学（スーパーマーケット）	車椅子体験 車いす交流 消防の仕事聞き取り学習			昔のくらし交流会 七輪体験	
	2年	「学校たんけん」 （生）1年生と		「町たんけん」 （生）庚申堂			「町たんけん」 （生）		「山中渓たんけん」（生） 歴史街道散策 わんぱく王国 交通安全教室	国際交流（ALT）	助産師さん・妊婦さん聞き取り	「おもちゃランド」 （生）1年生と コスモス交流	
	1年	学校探検 （招待してもらう） 安全指導 給食掃除6年生と	栄養指導						公園探検 交通安全教室	昔遊び交流会 コスモス交流		おもちゃランド （招待してもらう）	
いじめ未然防止に向けた取り組み	生指		学校生活アンケート	個人面談		児童理解カルテ	子どもサポート会議	学校生活アンケート 個人面談	個人面談	児童理解カルテ	学校生活アンケート 個人面談	個人面談	子どもサポート会議 児童理解カルテ
		あいさつ運動 （代表）	あいさつ運動 （代表）	安全運動 （6年）	あいさつ運動 （代表）		あいさつ運動 （3年）	安全運動 （4年）	あいさつ運動 （1年）	あいさつ運動 （代表）	安全運動 （2年）	あいさつ運動 （代表）	あいさつ運動 （5年）
	いじめ対応プログラム 6年		仲間のよいところをみつけよう					こころの境界線					
	5年						仲間のよいところをみつけよう			感情の言葉、感情の強弱			
	4年			仲間のよいところをみつけよう									
	3年		仲間のよいところをみつけよう										
	2年		仲間のよいところをみつけよう					みんなとコミュニケーション					
	1年				ステレオゲーム					仲間のよいところをみつけよう			
	人権道徳	学年目標宣言	クラスの安心ルール コスモス授業	道徳授業 【友情】	道徳・人権授業 絵本読み聞かせ・感想		道徳・人権授業 絵本読み聞かせ・感想		集会で発表しよう 友だちの考えをきこう （何回かに分けて）		ふりかえろう		
						平和学習	多文化共生 「世界の国の文化を知ろう」				ジェンダー平等		